

令和6年11月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

#### 1 開示申出の内容

戸倉三郎最高裁判所長官の最後の登庁日にちなんで実施された行事に関する文書

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、10月11日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書を探索したところ、存在しなかつた。

(2) 「戸倉三郎最高裁判所長官の最後の登庁日にちなんで実施された行事に関する文書」とは、戸倉前最高裁判所長官が最後に最高裁判所へ登庁した日（以下「最終登庁日」という。）に実施された退官に伴う諸行事に関して記載した文書を指すものと解される。最終登庁日に実施された退官に伴う行事としては、最高裁判所判事をはじめとする職員への挨拶がある。しかし、当該挨拶は、担当部署において戸倉前最高裁判所長官の意向を確認した上で、実施の有無、内

容及びスケジュールを確定しているところ、いずれも口頭で確認することにより行ったものであり、司法行政文書は作成していない。そのほかに最終登庁日にちなんで実施された退官に伴う行事として考えられるものはなく、そのような行事が記録された司法行政文書もない。

また、最終登庁日に実施された退官に伴う行事に関連して、他の機関から文書を取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。